

こうした時間計測モデルでは、確かに未来の時間それ自体は、その未来の出来事が認識され得ないという限りに於いて計測され得ない。そこでアウグスティヌスは、計測される未来の時間を、我々によって予測された未来の出来事の印象に求める。というのも我々は、「我々の未来の諸々の行為を予見」し、「その予見は」まさに我々の前に「現前するものである」(『告白』十一卷十八章二三)からである。『告白』はこのように予見がどのようにして為されるかについて、具体的な説明を与えていないが、我々はそれを、ほぼ同時期に執筆が開始された『三位一体論』(四〇〇―四二〇年頃)の内に見出すことが出来る。

『三位一体論』に従うならば、我々は過去の印象を基に、思考によって、未だ認識したことのない未来の出来事の印象、即ち想像物(phantasma)を得る。これによって我々は未来の時間をも計測することが可能となるのである。しかしこれら思考により形成された未来の印象は、過去の印象を素材として用いる限りで、記憶によって限界づけられており、いわば記憶の延長として在る。この意味で計測されるものとしての過去と未来は強い同質性を有しており、印象の次元では両者の非対称性は捨象されることになるのである。

#### 再臨運動とホーリネス・リバイバル

黒川 知文

大正期再臨運動の直後にホーリネス・リバイバルが展開した。このリバイバルはどのような宗教運動であったのか、また

再臨運動とどのように関係していたのであろうか。

先行研究としては池上良正による宗教学的的研究(『近代日本の民衆キリスト教』東北大学出版会、二〇〇六年)とホーリネス教団による詳細な歴史的研究(『日本ホーリネス教団史第一巻』ホーリネス信仰の形成』ホーリネス教団、二〇一〇年)がある。本研究では、ホーリネス教会の雑誌で第一次史料である『聖潔之友』を中心に、『中田重治伝』(米田勇著、福音宣教会、一九七九年)や他教派の同時代雑誌も含めて史料として使用し、歴史学と宗教学(神学)の方法により分析する。

大正期リバイバル運動は、再臨運動が衰退・転換期におちいった直後に開始された。すなわち、それは、①開始期(一九一九年一月)、②展開期(同年二月―一九二〇年一月)、③最盛期(一九二〇年二月―八月)、衰退期(一九二一年九月以降)に時期区分できる。

このリバイバルの宗教運動としての性格は、第一に「語る人」と「聴いて活動する人」による説教運動であったこと、第二に再臨の前提としての聖化の体験を強調したこと、第三に宗教的恍惚状態をとまなう集合心性が見られること、が挙げられる。

リバイバルが展開した背景としては、第一に指導者である中田重治のカリスマ的指導があり、特に直前においてリバイバルを求める祈禱が指示されていたこと、第二に聖化論を中心とした聖書教育が徹底していたこと、第三にホーリネス教会の信徒の自由な信仰の証詞がなされていたこと、が挙げられる。

時代背景としては、日本は第一次世界大戦終結後の経済的繁

栄の時期になる。貧富の差が顕在化するが、一応平和な時期である。「大正デモクラシー」と呼ばれ、国民と多くのキリスト教会は、政治運動や社会運動に積極的に参加していた。しかし聖化の体験は時代制約にかかわりなく、あくまでも個人の宗教体験である。したがって再臨運動とは異なり、時代状況に関係なく展開していったと考えられる。中田重治も政治運動に参加しないように指示している。

「聖くなければ、だれも主を見ることができません」(新約聖書へブル書一二・一四)を中田重治は聖化の体験をしてイエスの再臨に備える事の根拠とした。内村鑑三は、聖化の教理はないためにリバイバルには参加せず、東京聖書研究会を設立して再臨運動のあとは聖書研究に集中した。リバイバルに関しては、その到来を歓迎してはいるが「狂熱的」ではなく「冷静で永続的な」信仰復興になることを期待している。またリバイバル直前の『聖潔之友』には、聖化の教理だけでなく、信徒の救いと聖化のあかし、諸教会の活動報告も多く掲載されるようになり、これが信徒が運動を促進する契機になったと考えられる。

ところで、リバイバルが展開してもその時期において受洗者数も教会員数も増加していない。だが、直後である一九二二年から著しく増加し一九三〇年の「昭和のリバイバル」へとつながった。このことから、大正期リバイバルは、新しい信徒の獲得ではなくて信徒と教役者の信仰の覚醒を結果とし、それが一九二一年からの教勢の顕著な発展につながっていったと考えられる。

今後の研究課題としては、①ホーリネス・リバイバルの他教派への影響、②他宗教における集合心性(集団ヒステリー)との比較研究、③ユダヤ人問題との関係(中田はすでに一九一九年一二月にユダヤ人の救いのために祈ることを唱道しユダヤ祈禱団を設立)が挙げられる。

ユリアヌスの宗教観と宗教政策における「宗教の公益性」

中西 恭子

「背教者」ユリアヌスの宗教政策は、根本的にはイアンブリコスイアンブリコの儀礼論およびストア主義・プラトン主義の哲人統治論を理論的支柱として、帝国領内に多様な形で存在する在来の共同体的多神教の実践に修養的価値を賦与することによって構築される「哲人祭司王の国」の具現化の試みであった。しかし、「教職に関する勅令」(*Codex Theodosianus*, 1335, 三六二年六月一七日公布)とその附則(*Julianus, Ep. 61c*)によって結果的にキリスト教徒を修辞学および哲学教育の教職から排除したこと、彼の宗教政策はキリスト教徒側からも伝統的多神教徒側からも悪名を馳せた。ナジアンゾスのグレゴリオスは「ユリアヌス駁論」第一弁論(Or. 4)において、ユリアヌスの錯誤が伝統的多神教の側に哲学と修辞学の精華を信仰の根拠として独占させる点にあったことを指摘している。しかしユリアヌスは、何らかの公益性が彼の宗教政策にあることを確信していたようである。ここでは、彼の宗教観と宗教政策における公益性の探求について、修養をめぐる見解を中心に述べたい。

ユリアヌスは「教職に関する勅令」の本則では、優れた資質